

令和6年度東京都防犯設備運用経費補助事業

概 要

〔目的〕 地域の防犯力維持向上に取り組む地域団体の負担軽減を図り、持続的な活動を支援

〔内容〕 電気料金、共架料等の防犯カメラの運用に係る経費の一部を補助する

重要：東京都の補助金制度は、区市町村が都と同様の補助金制度を設けていることが前提となっておりますので、申請方法等の詳細については、お住まいの区市町村までお問合せください。

今年度の取組

設置補助を受けた際の条件である防犯活動に引き続き取り組んでいる町会・自治会等に対し、防犯カメラの電気料金、設置場所の使用料について、区市町村とともにその経費を補助

1 補助対象・負担割合等

地域団体が設置・管理する以下の防犯カメラに係る電気料金、使用料*

ア 「東京都地域における見守り活動支援事業補助金」により設置した防犯カメラ

イ 「東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金」により設置した防犯カメラ

(上記ア) 都1／2、区市町村1／3、地域団体1／6

(上記イ) 都1／3、区市町村1／3、地域団体1／3

*共架料のほか、家屋壁面等に設置する際の使用料、賃借料等

2 補助対象経費限度額

電気料金 4,000円／台、使用料 3,000円／台

3 区市町村から都への申請受付時期：4月

4 補助交付の主な要件（要綱 第4条）

- ・1のア、イの防犯カメラに関する事業であること
- ・当該地域団体において、設置の際に受けた補助金の条件である防犯に関する活動に引き続き取り組んでいること
- ・令和7年3月31日までに完了できる事業であること
- ・令和5年度東京都防犯設備運用経費補助金交付要綱における補助金の交付を受けていない事業であること